

令和3年度

滋賀県アートコラボレーション事業

〈 県域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化 〉

— 自主企画 —

募 集 要 項



「滋賀県アートコラボレーション事業」のロゴマーク



「文化で滋賀を元気に!」のロゴマーク

(公財)びわ湖芸術文化財団 地域創造部

令和3年度滋賀県アートコラボレーション事業
－ 自主企画 － 募集要項

＜地域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化＞

1 はじめに

(公財)びわ湖芸術文化財団(以下「財団」という。)は、文化ホール、アートNPO、文化団体、文化活動者と連携協働し、地域のネットワーク構築と連携協働事業による地域文化の活性化を図ることを目的に、新たな企画を募集します。

2 協働対象者

県内の文化ホール、アートNPO、文化団体、文化活動者(以下「提案者」という。)を対象とします。なお、実行委員会形式の場合は、委員会名簿および規約の提出、会計責任者の配置を条件とします。

3 募集事業

(1) 事業のコンセプト

主に子どもや若者(概ね30歳まで)を対象にした舞台公演および、次代の文化を担う人材の育成・支援となる事業 ならびに、伝統芸能や文化遺産を活用した地域性が豊かな事業
または、2021年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、訪日、在日外国人にも参加・鑑賞でき、県民との交流が促進できる事業。

- ・芸術性の高い舞台公演。
- ・有料公演を柱に、ワークショップ、アウトリーチ、クリニックなど、周辺事業を備えた総合的な取り組み事業。
- ・公演の会場は、原則県内の文化ホールステージとし、有料公演に限ります。

(2) 経費分担

財団の経費負担は、事業費総額の60%を上限とし、かつ、1事業あたり300万円以内とします。

会場の施設・付帯設備使用料等は、上記と別に提案者が負担することとします。(※1)。

なお、演出プランを伴う舞台技術業務委託は、対象経費としますが、**備品購入費、食糧費、契約用収入印紙、事務および制作・技術スタッフの人件費**は対象経費として認められません。その経費は、提案者の負担となります。

案分した広告・宣伝、発送代金も対象経費として認められますが、算出根拠と拠出した証拠書類を添付する必要があります。

令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にかかる消耗品およびスタッフの経費も計上することができます。

対象経費総額

施設・付帯設備使用料

| | | |
|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 財団の負担 事業費の60%以下かつ300万円以内 | 提案者の負担 事業費の40%以上負担 | 提案者の負担 |
|-----------------------------|-----------------------|--------|

※1 当該施設の指定管理者および所有者以外(アートNPO、文化団体、文化活動者)の提案は、施設・付帯設備使用料、技術スタッフの人件費を必要経費として認めます。

2 昨年度までのコミュニティー育成事業も同枠としての募集とします。

4 対象外の事業

対象外となる事業は次のとおりです。

- (1) 単なる鑑賞事業や買い取り公演、学校教育事業、企業研修
- (2) 観客が特定の会員、または参加・入場に制限があるもの
- (3) 政治活動や宗教活動を目的とするもの
- (4) 文化ホール、アートNPO、文化団体、文化活動者が実施してきた既存の事業を従来どおり実施するもの

5 経費負担割合の決定および精算

会計処理は、財団で行い、事業支出額確定後、双方の負担額を算出します。その後、提案者は収入分を支出負担割合に応じて財団に請求し、財団は支出負担分を提案者に請求します。

ただし、支出過多・販売不振等の理由により、当初の計画予算（財団の充当している指定管理料）超過が生じた場合は提案者が不足分を負担します。この場合、公演回数および周辺事業数を減らすことはできません。この際、支出負担額による新たな割合を収入配分に反映させます。

なお、着手前に予め財団の了承を得た場合は、計画的に調整することができるものとします。

公演回数を減らす場合は、減らした回数の相当する予算額を減額することとします。

経費の精算は会計の簡略化のため双方協議の上、相殺処理することができるものとします。

6 対象事業の主催者

公益財団法人びわ湖芸術文化財団および提案者を主催とします（名義の表記は、次の順）。

- ・公益財団法人びわ湖芸術文化財団、提案者

（提案者とは、指定管理を受けている団体名、または所轄の市町名または提案した団体名）

7 財団以外への助成等の申請の禁止

提案者は、財団以外に重複して提案事業の助成金の申請はできません。

ただし、提案者が既に受けている指定管理料、補助金、負担金、委託料、助成金などを自主財源とする場合は、この限りではありません。

なお、支出証拠書類の原本（見積書・請求書等）は、財団が所有（保管）します。

8 業務の分担

当該事業の実施にかかる業務は、財団と提案者が、そのノウハウを共有し業務を分担して取り組む協働（協力・分業）体制とします。

9 事業実施期間

令和3（2021年）6月1日（月）から令和4年（2022年）2月28日（月）まで

10 提案書の提出方法と注意事項

事業提案書に必要な書類を添付のうえ、郵送（特定記録郵便）により提出してください。封筒には「滋賀県アートコラボレーション事業提案書在中」と朱記してください。

- (1) 提案書等は、片面印刷としてください（代表者印必要）。
- (2) 提出いただいた提案書等は返却しません。
- (3) 企画書および予算書は、財団の様式で作成してください。

提案には、次の書類を1部ずつ提出してください。

- ・企画提案書 (様式1)
- ・業務分担表 (様式2)
- ・実施スケジュール (様式3)

- ・収支予算書 自主企画部門 (様式 4)
 - ・その他関係書類 (提案内容を説明する資料、写真、契約相手方の会社概要など)
- (4)各様式入力後のデータを別途電子メールによりお送りください(押印不要)。
※提案書等の様式は、財団の地域創造部ホームページからダウンロードできます。
<https://www.biwako-arts.or.jp>

11 提出期限

令和 2 年 12 月 27 日 (日) まで (必着)

12 選定方法および採択予定数

財団に設置する選定委員会が書類審査のうえ、協働相手先を決定します。
採択予定数は、事業規模により変更することがありますが、概ね次のとおりです。
10 提案 程度 (うち 2 事業は、小規模な事業)

なお、令和 2 年度に採択された事業で新型コロナウイルス感染症拡大防止のために公演を中止した事業の再提出があった場合は、選定に際しては、優先することとします。

13 事業内容の調整

提出された企画提案および予算については、選定委員会前に財団がヒアリングを行い、調整を求める場合があり、その内容で履行可能かについて、最終確認を行います。

14 決定通知

令和 3 年 1 月に内定通知書を、令和 3 年 4 月に決定通知書を送付します。

15 提出先および問合せ先

〒520-0806 大津市打出浜 15-1 びわ湖ホール内
公益財団法人びわ湖芸術文化財団 法人本部 地域創造部 (担当:辻本)
TEL: 077-523-7146 FAX: 077-523-7147
Eメール c-souzou@biwako-arts.or.jp

16 滋賀県アートコラボレーション事業推進会議の設置

選定された事業の提案者の全ての担当者と財団担当者による事業の実施説明、および連携協働の強化を図る会議を 6 月と 3 月の年 2 回程度予定しています。

17 その他

- (1) 決定後であっても事業計画が履行されない場合、また、公序良俗に反する行為があった場合などは、決定を取り消すことがあります。その場合の責任は協働相手先が負うこととします。
- (2) 印刷物には、「滋賀県アートコラボレーション事業」「文化で滋賀を元気に!」のロゴマークおよび「この事業は〇〇〇(協働相手先)と(公財)びわ湖芸術文化財団が協働して実施しています。」の表記を必ず入れることとします。
- (3) 選定後、提案者の所在地、代表者のほか、実施計画に変更があった場合は、速やかに財団あてに連絡し変更申請を提出願います。
- (4) 滋賀県芸術文化祭期間中に開催する事業は、その芸術祭に参加することとします。